

# 四街道市第2回農業委員会議事録

令和3年5月7日(金)

## 第2回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年 5月 7日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

7番 小金井 貞夫 委員

9番 佐藤 由美子 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第4条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

報告第3号 転用事実確認証明願について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（11名）議席順

1 番 中 村 礼 奈	2 番 永 野 久 雄
3 番 中 村 永 治	5 番 細 野 裕 樹
6 番 佐 藤 慎 一	7 番 小 金 井 貞 夫
8 番 江 原 清	9 番 佐 藤 由 美 子
1 0 番 三 石 浩	1 2 番 井 岡 信 夫
1 5 番 橋 本 豊	

欠席委員（3名）議席順

1 1 番 海 保 芳 久	1 3 番 林 田 静 治
1 4 番 岡 田 英 明	

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和3年度第2回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年5月7日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第2回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は11名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、7番小金井委員、9番佐藤由美子委員にお願いいたします。本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑、山林、原野、用悪水路で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

当該地に畜舎を建設するため15,276平方メートルの用途転用が申請されたものです。なお、敷地面積としては、すでに転用済の土地を含め、17,337平方メートルとなります。建築物は、牛舎1棟、5,944.28平方メートル、堆肥舎1棟、1,294.5平方メートル、飼料庫1棟、1,135.68平方メートルが計画されています。隣接農地所有者には、工事概要、期間等を説明しご理解の上同意書をいただいています。

資金については、整地費、建設費で約6億8千万円と算定しており、全額借入金で賄い、金融機関の融資証明書をいただいています。他法令関係ですが、土砂等の搬入はありません。また、開発許可については申請されております。位置については、12ページ及び13ページの

案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項につきまして、去る4月30日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いいたします。

○**細野委員** 内容については、事務局の説明のとおりでございます。詳細については、地区担当の委員にお願いします。

○**議 長** 地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○**佐藤委員** 6番佐藤です。事務局、班長の説明のとおりです。少し補足します。今回の申請地の土地は、全部自己所有の土地になっています。あと、用水は下水と雨水など雑排水は浄化槽を通して水路に流すそうです。浄化槽なんですけど数年後に規制が厳しくなるという事なので、それに適した浄化槽をつけることになっています。その他は事務局の説明のとおりです。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問がないようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿渡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断され

るところでございます。

譲受人は、現在アパートに居住していますが、手狭になったため勤務先に近く、隣接地に親が居住し生活の手助けをすることができること、他に適当な所有地がないことから当該地に専用住宅の建設を計画しました。申請地は、父親の所有する土地の一部であり、平坦で整地のみで建設できることから当該地を選定しました。

用排水ですが、水道は公営水道が整備されており、汚水雑排水は、合併浄化槽、蒸発散槽による宅地内処理、雨水は浸透枳による宅地内処理としています。周辺への被害防除ですが、敷地周辺の日照および通風を考慮し、建物の配置を計画するとともに、芝生等により土砂の流出防止に努めます。

資金については、自己資金と借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書等により確認しております。他法令関係ですが、開発許可については申請されております。位置につきましては14ページ及び15ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る4月30日に第2班による事前調査会が行われております。

本日は地区担当の海保委員が欠席のため、班長の細野委員に一括で説明をお願いします。

○**細野委員** 5番細野です。本件についてご説明を申し上げます。当該地は農業振興地域の農業区域外という事であり、次に周辺農地への影響ですが、周辺地域は農地というよりも既存住宅地の中にあります。用地には切土や盛土は行いません。資金計画については、自己資金と銀行の融資により行います。以上のことを勘案し許可相当と思えます。よろしくお願いたします。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成。議案第2号整理番号1項につきましては可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、上野の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

譲受人は、近接敷地においてリサイクル業を営んでおり、業務拡大に伴う資材置場の確保のため、国道51号線に隣接する当該地の借り上げを計画しました。既存施設に隣接し、国道にも面していることから、利便性が高く、また、周辺には同業の事業者があり、環境的にも適していると考えました。

造成については、整地後に採石舗装を行い盛土はしません。外周は安全鋼板及び生垣、トタン塀が設置されています。用水は使用せず、排水は雨水排水のみで事業所内で自然浸透させます。権利の種類は貸借権の設定です。周辺への被害防除ですが、既存施設を活用し土砂砂塵等の流出を防止します。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので残土条例は適用外です。位置につきましては、16ページ及び17ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る4月30日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いします。

○細野委員 この件についても、事務局の説明のとおりでありまして、特段の問題点はございませんでした。詳細は地区担当の委員の方からお願いします。

○議長 地区担当の永野委員、説明をお願いします。

○永野委員 2番永野です。本件についての説明は事務局の説明のとおりです。少し補足させていただきます。場所的にはお手元の資料の17ページをご覧ください。申請地の位置は、吉岡十字路から国道51号を千葉方面に約300メートル行った右側が今回の申請地にあたります。

国道からの出入りは設けず、国道と平行して市道和田7号線に面しているという事で、申請地の反対側で既にリサイクル業を営んでいる譲受人が業務の拡大、また海外から需要が多いという事で現在地が手狭になったことにより、道を挟んだ土地に事業の拡大を計画しています。

用水につきましては、トイレまた水等は設置することは無いそうです。雨水等につきましては、敷地内に碎石を20センチメートルから30センチメートルを敷き、真ん中に鉄板敷を敷いて対応するという事ではありますが、最近の大雨を考えると果たして20センチメートルから30センチメートルで対応できるかという不安もありますが、周辺に農地が無いという事と、既存の鋼板並びに民地側に生垣、トタン等を利用して周辺防除に努めるという事です。

今回の申請が譲渡人並びに譲受人双方の考えが一致したという事で、今回の賃貸借権を伴う5条申請は、許可相当と考えおりますので、ご審議の程よろしくご説明いたします。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を願います。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成。議案第2号整理番号2項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号農用地利用集積計画案の決定についてですが、農業委員が関係する事案がございます。

該当委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○議 長 再開します。議案第3号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和3年度第2次農用地利用集積計画案の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第2次農用地利用集積計画案の決定を求められたものでございます。

4ページをお開き下さい。

令和3年度第2次農用地利用集積計画案です。今回は、更新7件となります。また、借受者は、5人となります。

番号1につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和4年5月31日となります。

番号2につきましては、物井の田1筆で更新、利用権は使用賃借権、終期は令和9年5月31日となります。

番号3につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は使用賃借権、終期は令和9年5月3



1日となります。

番号4につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は使用賃借権、終期は令和9年5月31日となります。

番号5につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は使用賃借権、終期は令和6年5月31日となります。

番号6につきましては、物井の田1筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和9年1月31日となります。

番号7につきましては、物井の田1筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和8年5月31日となります。

6ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。内容は、記載のとおりです。説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等がございますか。

○議 長 はい、橋本委員。

○橋本委員 15番橋本です。内容的には問題が無いのですが、1番の賃借権が1年になっているんですけど、ずっと1年でやっていくのですかね。

○事務局 この方は1年更新になっています。

○橋本委員 わかりました。

○議 長 はい、細野委員。

○細野委員 5番細野です。県内ですが香取郡の方から借りている人がいますが、この方の内容がわかったら教えてください。

○事務局 はい。この方は大学の関係者で、学校の実習を兼ねて耕作を行っていると聞いております。

○細野委員 わかりました。

○議 長 他にございますか。無いようですので、採決を行います。

議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成。議案第3号につきましては可決いたします。  
審議が終了いたしましたので、退席委員の入室を許可いたします。  
暫時休憩いたします。

(暫時休憩・委員1名入室)

○**議長** それでは、再開いたします。

次に、協議報告に入ります。協議報告については、今回から1報告ごとに質問を設けず最後に一括で質問を設けることに変更いたします。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 7ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から9ページの整理番号8項までの8件でございます。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅7件、共同住宅の一部1件、に転用するという届出です。内容は記載の通りです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について、事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の栗山の資材置場への転用につきましては、令和3年4月22日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第3号 転用事実確認証明願について、事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第3号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったので報告いたします。

整理番号1項及び第2項ともに、令和2年5月27日に鹿放ヶ丘の資材置場として転用許可済み地の証明です。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から3号について事務局から説明がありました。質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告1号から3号は終了いたします。

#### 4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

6月の開催予定については、事前調査会が6月1日の火曜日に、第3班の委員にお願いします。

また、総会が6月8日の火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は6月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

#### 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時35分

令和3年 5月 7日

農業委員会長

印

議事録署名委員

7番

印

9番

印